

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に 規定する手続きを定める規則

平成20年8月1日
規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

(手続き)

第2条 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続きは、次のとおりとする。

(1) 契約担当者は、契約の内容により相手方が特定される契約を締結しようとする場合を除き、契約の締結予定日の前日から起算して10日前までに、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに契約の申込の方法を公告すること。

(2) 契約担当者は、契約の締結後、速やかに、契約締結日、契約の内容、契約の相手方の名称及び契約の相手方を決定した理由を公告すること。

2 前項各号の規定による公告は、掲示により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。